

十勝圏複合事務組合格約の一部を変更する規約 新旧対照表

現 行 規 約	改 正 規 約
<p>○十勝圏複合事務組合格約 (昭和44年7月14日 地方第1236号指令)</p> <p>第1条～第12条の2 略</p> <p>(教育委員会)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 教育委員会は、<u>5人</u>の委員をもって組織する。</p> <p>第14条～第16条 略</p>	<p>○十勝圏複合事務組合格約 (昭和44年7月14日 地方第1236号指令)</p> <p>第1条～第12条の2 略</p> <p>(教育委員会)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 教育委員会は、<u>教育長及び4人</u>の委員をもって組織する。</p> <p>第14条～第16条 略</p>